

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>7 猶予期間の始期</p> <p>読替え後の国税通則法第46条第1項の規定により猶予する期間の始期は、猶予を受けようとする国税の納期限の翌日とする。猶予を受けようとする国税の納期限が、令和2年2月1日から新型コロナ特法の施行の日までの間に到来したものについても、同様である。</p> <p>(注) 猶予を受けることができる国税は、令和2年2月1日から<u>令和3年2月1日</u>までの間に納期限が到来する国税である。</p>	<p>7 猶予期間の始期</p> <p>読替え後の国税通則法第46条第1項の規定により猶予する期間の始期は、猶予を受けようとする国税の納期限の翌日とする。猶予を受けようとする国税の納期限が、令和2年2月1日から新型コロナ特法の施行の日までの間に到来したものについても、同様である。</p> <p>(注) 猶予を受けることができる国税は、令和2年2月1日から<u>令和3年1月31日</u>までの間に納期限が到来する国税である。</p>